

整理番号 8-1

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	JR東静岡周辺調査 駐車代		
年月日	令和元年8月4日	~ 令和 年 月 日	金額 300 円

目的	図書館等建設検討予定地調査
使途	駐車代金
政務活動・ 県政との 関連性	図書館等建設予定の可視性等

《領収書貼付枠》

□□□□□□□□□□□□□□□□
 □ グランシップ 駐車場 □
 □ 公益財団法人 静岡県文化財団 □
 □ TEL (054) 203-5710 □
 □□□□□□□□□□□□□□□□

領 収 証

入庫日時 2019年08月04日 14時31分
 精算日時 2019年08月04日 16時53分
 No.04-033074 券No.01-339033

駐車料金 (利用者) 300円
 料金計 300円
 投入現金 300円
 釣銭額 0円

文字不鮮明部分

入庫日時 2019年08月04日
 精算日時 2019年08月04日

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	300 円	100 %	300 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8482

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者
----	-------	------	-------	-----	-------

使途項目 サーキー 支出証拠書

779 - 004

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・ 広聴広報費 ・要請謝等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ホームページ管理・更新料 (8 月請求分)		
年 月 日	令和元年8月5日	~ 令和 年 月 日	金 額 10,000 円

目 的	県政関係の情報や政務活動の情報を報告する。
使 途	ホームページ管理・更新料
政務活動・ 県政との 関連性	ホームページを通じ、県政の情報や政務活動の状況を広く県民に報告する。

《領収書貼付枠》

領収証

No.

中澤事務所 様 1年8月5日

金額	¥10000.-	
内 消費税等	但 HP更新料にて 上記正に領収いたしました	
現金		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>marukita きたがわ商店</p> <p>静岡市清水区船越 3-8-19 202</p> <p>北川 昌克</p> <p>TEL/FAX (054) 351-3594</p> </div>
小切手		

HISAOG #778

支払者: 中澤通訓

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	10,000 円	/	10,000 円
		100 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	8-3
------	-----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 005

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請接待等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (8月分)		
年月日	令和元年8月6日~令和	年月日	金額 30,510 円

目的	政務活動に必要な車両のリース
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

01-07-08
 01-07-16
 01-07-16
 01-07-18
 01-07-24
 01-07-31
 01-08-02
 01-08-06 SMBC (ナカニホン) 61,020
 01-08-07
 01-08-09
 01-08-13
 01-08-13

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	61,020 円	1/2	30,510 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-4

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	コピー機リース料 (8月分)		
年月日	令和元年8月7日~令和	年月日	金額 4,968 円

目的	政務活動に必要なコピー機のリース
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 01-07-08 01-07-16 01-07-16 01-07-18 01-07-24 01-07-31 01-08-02 01-08-06 01-08-07 HC)と77C-NBL 9,936 01-08-09 01-08-13 01-08-13	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	9,936 円	1/2	4,968 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-5

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	[Redacted]
----	-------	------	-------	-----	-------	------------

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	尾崎行雄記念財団会費		
年月日	令和元年8月9日~令和	年月日	金額 1,000 円

会の趣旨・目的	故尾崎行雄の理念を基に民主政治と市民社会の向上発展、世界平和の実現に寄与する。
会の活動内容等	罎堂塾の開催、有識者啓発のための講演会開催、調査研究のための政経懇話会開催や視察、研究会を開催 NPO団体等と連携し、被災地の物資、教育、情報提供などの支援
政務活動・県政との関連性	講演会等への参加、参加会員との意見交換を通じて広範な知識を獲得し、県政発展に役立てる。

《領収書》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
01-08-0923362		A93290002
取扱店	店名	
00130-6	51359	
払込口座	振替受付票	*0
払込金額	振替手数料	*10,000
	料金額	*0

振替受付票
 私込みの証拠となるものを保存し、大切に保管して下さい。消費料金は含まれません。(ゆうちょ銀行)

入金額 *10,000
 おつり *0

“あんしん” & “べんり” な
 スマホ決済アプリ ゆうちょ Pay

印紙税申告納付につき廻町税務署承認済

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	10,000 円	100 %	10,000 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

定 款

一般財団法人尾崎行雄記念財団

一般財団法人尾崎行雄記念財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人尾崎行雄記念財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、故尾崎行雄の理念を基に、議会制民主主義と平和思想の普及をはかり、国際社会を担う人材の育成を通じて、民主政治および市民社会の向上発展ならびに世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 故尾崎行雄の理念ならびに議会制民主主義と平和思想の普及啓発事業
- (2) 故尾崎行雄の理念ならびに各国の政治経済社会文化等に関する調査研究事業
- (3) 国際社会を担う人材の育成事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 6 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 7 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 8 条 この法人に評議員 3 名以上 8 名以内を置く。

2 評議員のうち 1 名を評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第 9 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会にお

いて選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10 評議員長は、評議員会において選定する。

(評議員の任期)

第 10 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 8 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 11 条 評議員は、無報酬とする。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 12 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

(決議)

第 17 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上6名以内

(2) 監事 1名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了

又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(会長)

第26条 この法人に、任意の機関として1名の会長を置く。

- 2 会長は、当財団の運営に関し総見をし、必要に応じて助言を行う。
- 3 会長は、その時における衆議院議長に対し、本人の同意を得て、理事長が委嘱することとする。
- 4 会長は無報酬とする。

(顧問)

第27条 この法人に、任意の機関として1名以上の顧問を置く。

- 2 顧問は、当財団の運営に関する理事長の諮問に答える。
- 3 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 4 顧問は無報酬とする。

(参与)

第28条 この法人に、任意の機関として1名以上の参与を置くことができる。

2 参与は、当財団の目的事業に賛同し、事業運営に協力する。

3 参与は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

4 参与は無報酬とする。

第7章 会員

(会員)

第29条 この法人には会員を置く。

2 会員は、この法人の目的事業に賛同し、理事会が定める会費を納入するものとする。

3 会員は、理事会が定めるところにより、この法人が行う事業に参加することができる。

4 その他会員に関し必要な事項は、理事会が定める。

第8章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(4) 顧問の選定及び解職

(5) 参与の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第9条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことが出来ない。またこの法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができな

い場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 その他

(事務局)

第 39 条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て、理事長が任命する。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は 森山 眞弓 とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

高村 正彦

結城 豊弘

阪上 順夫

木村 利人

入会のご案内

HOME > 入会のご案内



Google カスタム



当財団の活動は、おもに皆様からの賛助会費と、催事への参加費（受講料など）によって支えられています。

どうぞご支援・ご協力のほどお願い申し上げます。

年会費

特典（個人会員）

特典（「政経懇話会」特別メンバーおよび法人・団体会員）

お申込み方法

年会費

※ご入会頂いた日（登録完了日）から1年間の費用です。

個人会員	1口	1万円
「政経懇話会」特別メンバー	1口	3万円
法人・団体会員	1口	10万円

特典（個人会員の場合）

- ・「会員専用サイト」をご利用いただけます。
- ・季刊『世界と議会』をお届けします。
- ・主催イベントへの各種優待がございます。
- ・「罅堂塾」へ入塾希望の方は、優先されます。
- ・「罅堂文庫」ならびに收藏品をご利用いただけます。
 （実費にて複写サービスも承ります）



整理番号 8-6

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ-中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務用品代 (トト. 洋紙他)		
年月日	令和元年8月9日~令和 年 月 日	金額	2,484 円

目的	政務活動に使用する事務用品
使途	-
政務活動・ 県政との 関連性	-
<<領収書貼付枠>> 	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,484 円	100 %	2,484 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-7

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請刺青等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話代 (au 8月請求分)		
年月日	令和元 年 8月13日 ~ 令和 年 月 日	金額	8,177 円

目的	政務活動に使用する携帯電話代																															
使途	—																															
政務活動・ 県政との 関連性	—																															
<<領収書貼付>> ご利用明細書 平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。今月分の「ご利用引落口座へのご入金は、お支払日の前日（金融機関営業日）までにお願いたし	<table border="1"> <tr> <td>お支払日</td> <td>1年 8月13日</td> <td>当月ご請求額</td> <td>241257 円</td> </tr> <tr> <td>当月お支払合計額</td> <td>241257 円</td> <td>事前お支払額</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>内キャッシング分</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>241257 円</td> </tr> </table>		お支払日	1年 8月13日	当月ご請求額	241257 円	当月お支払合計額	241257 円	事前お支払額	0 円			内キャッシング分	円			合計	241257 円														
お支払日	1年 8月13日	当月ご請求額	241257 円																													
当月お支払合計額	241257 円	事前お支払額	0 円																													
		内キャッシング分	円																													
		合計	241257 円																													
	ご請求明細 <table border="1"> <tr> <td>ご利用区分</td> <td>前月</td> </tr> <tr> <td>通常払い</td> <td></td> </tr> </table>		ご利用区分	前月	通常払い																											
ご利用区分	前月																															
通常払い																																
	ご利用明細 <table border="1"> <tr> <th>ご利用者</th> <th>ご利用日</th> <th>金額</th> </tr> <tr><td>10</td><td>1</td><td>6.8</td></tr> <tr><td>10</td><td>1</td><td>6.8</td></tr> <tr><td>10</td><td>1</td><td>620</td></tr> <tr><td>10</td><td>1</td><td>622</td></tr> <tr><td>10</td><td>1</td><td>622</td></tr> <tr><td>10</td><td>1</td><td>623</td></tr> <tr><td>11</td><td>1</td><td>627</td></tr> <tr><td>10</td><td>1</td><td>7.7</td></tr> <tr><td>10</td><td>1</td><td>7.10</td></tr> </table> au 電話利用料 *** 通常払いご利用合計 16355 06月分		ご利用者	ご利用日	金額	10	1	6.8	10	1	6.8	10	1	620	10	1	622	10	1	622	10	1	623	11	1	627	10	1	7.7	10	1	7.10
ご利用者	ご利用日	金額																														
10	1	6.8																														
10	1	6.8																														
10	1	620																														
10	1	622																														
10	1	622																														
10	1	623																														
11	1	627																														
10	1	7.7																														
10	1	7.10																														

按分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	16355 円	1/2 %	8177 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

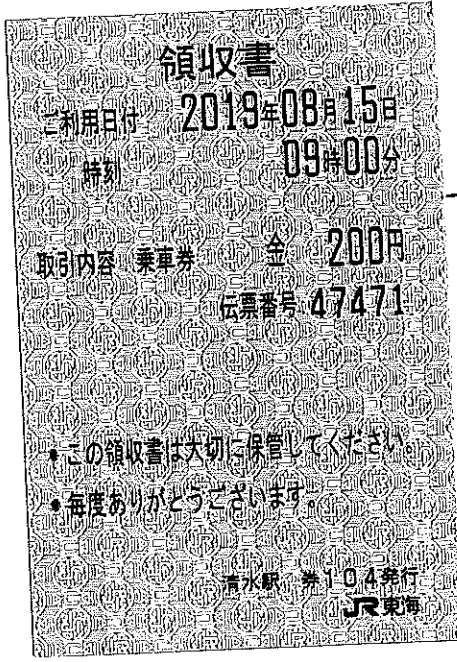
774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡市職没者追悼会平和を祈念する会 観覧		
年月日	令和5年8月15日~令和 年 月 日	金額	460円

目的	追悼し平和への希求の心と共に生かす
使途	交通費
政務活動・県政との関連性	平和学習に生かせる。*継続。

《領収書貼付枠》
 *小中学生の平和へのメッセージは各小中学校へ伝え総戦9日の意を伝えたいところ。大印と印。
 草薙での商業関係者からの意見、委員会質問等の参考に。



清水→東静岡 200
 長沼→草薙 130
 草薙→入江 130
 草薙122
 商業相談あり。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	460円	100%	460円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-9

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	光熱水費 (電気代・ <u>水道代</u>)		
年月日	令和元年 8月16日	~ 令和 年 月 日	金額 1,560 円

目的	政務活動事務所で使用する光熱水費
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

01-730
 01-731
 01-731
 01-813
 01-816 水道 | *3,120 / 2 = 1,560
 01-819
 01-827
 01-827
 01-828
 01-828
 01-828

按分の理由 政務活動と後援会活動 で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,120 円	1/2 %	1,560 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 870

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	[Redacted]
----	-------	------	-------	-----	-------	------------

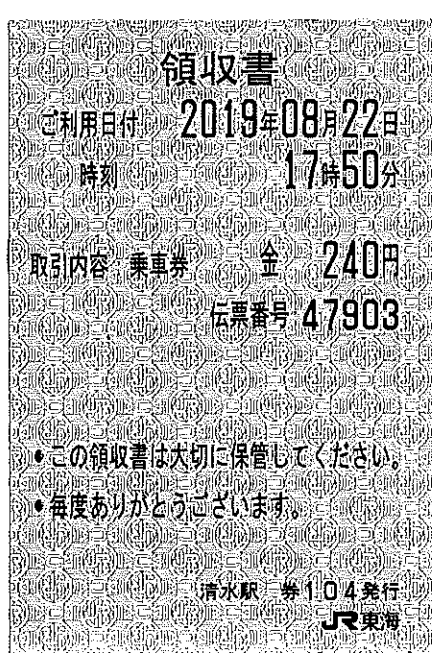
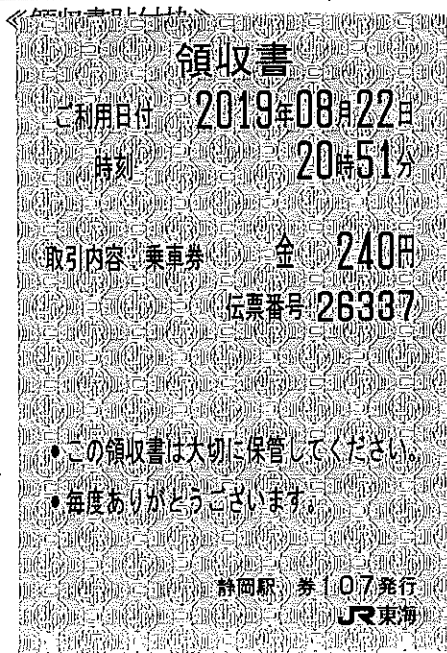
使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	異業種企業交流会 定例会		
年月日	令和7年8月22日	~	令和 年 月 日
金額	2,480 円		

目的	情報と交流 (静岡商工所 女性異業種交流会)
使途	会費、交通
政務活動・ 県政との 関連性	交流を通じて まちづくり 等 地域振興に 生かす



交通
JR清水~静岡
240 x 2 = 480
会
200010

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,480 円	100 %	2,480 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒424-0821

静岡市清水区相生町7-26

中澤 通訓 御中

2019年08月22日

静岡市清水区相生町6番17号
静岡商工会議所清水事務所内
異業種企業交流会
代表幹事 望月 省吾



領 収 書

合計金額		¥2,000		
使用月日	内 訳	税率	金額(税込)	摘 要
2019/08/22	会議:懇親会 参加料【課税】	8%	2,000	8月定例会参加会費 (@2,000×1名分)

税率	領 収 額	内消費税額
8%	2,000	148
合計	2,000	148

2019年7月30日

会員・特別会員 各位

静岡商工会議所 異業種企業交流会
代表幹事 望月省吾

「異業種企業交流会 8月定例会（納涼会）」開催のご案内

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃、当交流会の事業運営につきましては、多大なるご理解ご協力を賜り、
深謝申し上げます。

さて、このたび、8月定例会（納涼会）を下記の通り開催いたします。今回は
静岡商工会議所女性異業種交流グループ「シーズネットワーク」との交流の場
として企画しましたので、万障お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますよう
ご案内申し上げます。

出欠席のお返事を下記連絡票にご記入の上、8月19日（月）までにFAX
でお願いいたします。また、出席・欠席・お名前の返信メールでも結構です。
今回は飲食を伴う機会ですので必ず事前にご連絡ください。

敬 具

記

1. 日 時 2019年8月22日(木) 18:30～20:30
2. 会 場 北京烤鴨（北京ダック）祥瑞 電話 054-282-5851
 (葵区黒金町 55 静岡交通ビル 2階 *JR静岡駅南口を出てすぐ左手の茶色いビルです)
3. 内 容 両団体の活動内容紹介～交流
4. 参加費 1名 2,000円（当日ご持参ください）
 前日・当日のキャンセルの場合、参加費を請求させていただきます。

静岡商工会議所 異業種企業交流会 出欠席連絡票
【8月定例会（納涼会） 2019.8.22（木）】

出席

欠席

（いずれかに○印をつけて下さい）

◇事業所名 _____

◇出席者名 中澤 通新 _____

静岡商工会議所 異業種企業交流会事務局 経営支援課 _____ 行
TEL: 054-353-3402 FAX: 352-0405 【mail: _____】

整理番号 8-11

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 (朝日、農業新聞)		
年月日	令和元年 8月25日	~ 令和 年 月 日	金額 6,660 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	元年 8月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、議会質問や政策の参考にする。

《領収書貼付枠》

領 収 証

支店 区域 順路 No. 05 007 261 XXXXXXXXXX **中沢 通訓** 様

品 名	部数	金額(円)	備 考	領収金額 (含消費税)
朝日新聞	1	4,037		6,660 円
農業新聞	1	2,623		
				2019 年 08 月分
				領収致しました。 元年 8月25日

有限会社 石原新聞店 桜ヶ丘支店 352-1914
 静岡市清水区江尻東1-1-1 本店 054-366-1074
 フリーダイヤル 0120-107-466

ご購読ありがとうございます。本証をご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	6,660 円	/	6,660 円
		100 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-12

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

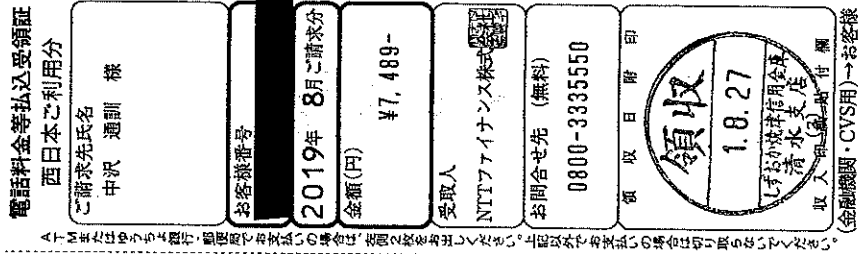
780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所電話代 (NTT 8月請求分)		
年月日	令和2年 8月 27日 ~ 令和 年 月 日	金額	3744円

目的	政務活動に使用する事務所電話代
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》



※ MまたはMから4桁分、額面値のお支払のC場合は、各欄の金額をお入れください。上記以外のお支払のC場合は取り扱いません。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	7,489円	1/2	3744円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 873

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	インターネット接続料 (8 月請求分)		
年月日	令和元年8月28日~令和	年月日	金額 1,998 円

目的	政務活動上の情報収集に使用する。		
使途	-		
政務活動・ 県政との 関	-		
<p>Webしずおかお支払明細書</p> <p>いつもご利用いただき誠にありがとうございます。今回の「お支払明細書」をお送りいたします。お手もとの、お香襟等とご照会ください。なお、合計額を下記の通り自動振替させていただきますのでよろしくお支払い申しあげます。</p> <p>お問合せ番号 []</p> <p>お支払い日 2019年 8月 28日</p> <p>今月のお支払い金額 1,998 円</p> <p>※お支払い口座へのご入金金は、お支払い日の前営業日までにお支払いいたします。</p> <p>金融機関名 []</p> <p>支店名 []</p> <p>預金種目 []</p> <p>口座番号 []</p> <p>口座名義 ナカサハワ ミチノリ</p> <p>◆お支払いについてのお問合せ 日専連 静岡 〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-7-26 TEL 054-252-7188 FAX 054-252-7210 【お問合せ時間】 10:00~17:00</p> <p>◆Webしずおかご利用についてのお問合せ Webしずおか ☎ 0120-224-260 〒420-0034 静岡県静岡市葵区常盤町2丁目6番地の8 TOKAIビル 【お問合せ時間】 9:00~18:00 (平日のみ、土・日・祝日 休み)</p> <p>◆Web閲覧への切替のお手続きについて 日専連静岡ではご利用明細書のご案内方法を「業書」から「Web」で閲覧できる「Webしずおか」へ切替を推奨しております。 下記、日専連静岡ホームページからご登録をお願いします。 http://www.nissenren-shizuoka.co.jp ※日専連静岡ホームページの「My日専連静岡」(右上の箇所)をクリックし、必要事項をご登録ください。翌月から業書でのご利用明細書の発送を停止いたします。業書が必ず必要の方は「Web」「紙」ともにご選択ください。</p>	<p>〈領</p>		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,998 円	100 %	1,998 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-14

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーキー 支出証拠書

781 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所駐車場代 (9 月分)		
年月日	令和元年 8月27日	~ 令和 年 月 日	金額 5,000 円

目的	政務活動事務所で使用する駐車場代
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

<<領収書貼付枠>>

領収証 中澤通訓事務所 様 No. _____

★ ¥10,000

但 9月分

令和元年 8月27日 上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

収入印紙

コクヨ 974-1097

但書: 9月分駐車場料

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	10,000 円	1/2	5,000 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-15

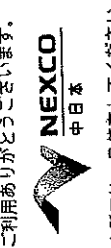

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

7714 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	会派研修会(交通費)		
年月日	令和2年8月28日	令和 年 月 日	金額 3,360円

目的	9月議会管内対応 地方行政講座		
使途	交通費(車名高速道)		
政務活動・ 県政との 関連性	社会対応の意見交換 地方議会の対応等研修 県政のレベルアップ に資する		
《領	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>ご利用ありがとうございます。 </p> <p>利用証明書</p> <p>料金所 清水 お問合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>19年 8月28日 18時57分</p> <p>車種 普通 通行料金 ¥1,600- (7%外)</p> <p>-入口料金所- 深川 ETC 有効期限21年12月 会員番号 (支払 - 1回払い)</p> <p>中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号206-02931823-00</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>ご利用ありがとうございます。 </p> <p>利用証明書</p> <p>料金所 掛川 お問合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>19年 8月28日 12時31分</p> <p>車種 普通 通行料金 ¥1,760- (7%外)</p> <p>-入口料金所- 清水 ETC 有効期限21年12月 会員番号 (支払 - 1回払い)</p> <p>中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号204-00741151-00</p> </div> </div>		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,360円	100%	3,360円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-16

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	浜松文芸館視察		
年月日	令和元年8月30日~令和	年月日	金額 4,800円

目的	浜松文芸館企画展「遠州報徳の絆」視察
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	明治以降、各地に伝わった報徳思想の源泉を探究し、地域づくりや地域振興の参考とする。

《領収書貼付枠》

JR 遠州 静岡 240円
 新幹線 2,100円
 遠鉄 120円
 静岡市 静岡市

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,800円	100%	4,800円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2019年08月30日

領 収 証

領取No2335

中澤

様

¥4,200-



(但し として
正に領収致しました)

チケットショップ
スズコー

静岡県静岡市清水区真砂町1-9
電話：054-363-1969

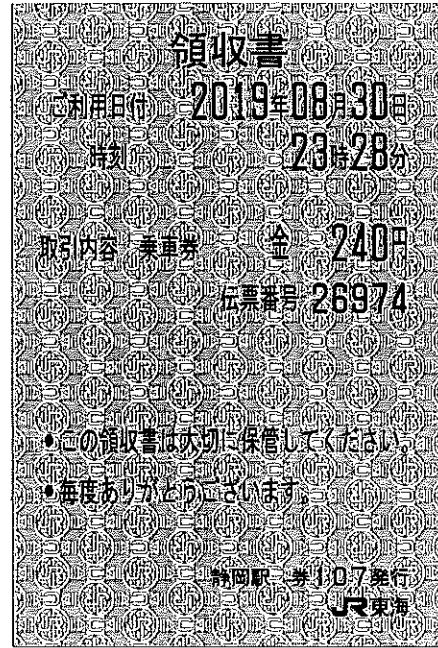
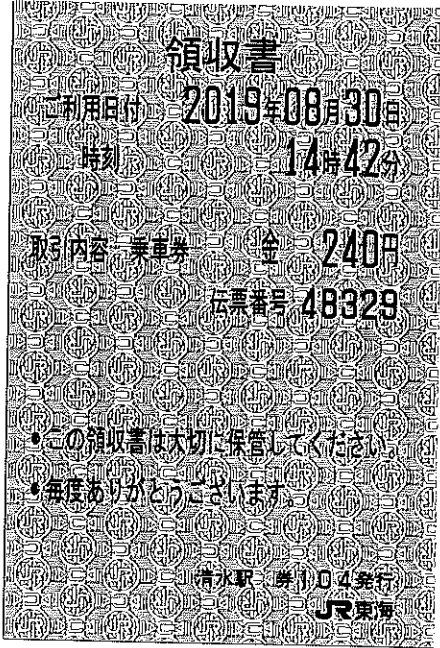
印刷面を内側に折って保管願います

支払者:

中澤通訓

但し書:

チケット代



領収書

ご利用日付 2019年-8月30日

時刻 15時42分

取引内容: 乗車券購入

ご利用金額 ¥120-

5873~5873

- この控は大切に保管してください。
- 毎度ありがとうございます。

新浜松駅012発行
遠州鉄道株式会社

整理番号 8-17

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 005

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・懇談情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県民会 日華友好会連 台湾訪問		
年月日	令和元年8月5日~令和元年8月8日	金額	230,644円

目的	行政の地域外交政策を側面からサポートし していくための訪問
使途	交通旅費等
政務活動・ 県政との 関連性	東京からいすもあ、2 友好を深め 青島空港の PR、お茶を飲む 相互交流を促す

《領収書貼付枠》

T-2 ビア 22,820
 手数料 324
 JR 清水 ↔ 品川 1,640
 JR 清水 → 自宅 taxi 860
 230,644円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	230,644円	100 %	230,644円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用明細



静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号		
01 07 22	124		
銀行番号	店番号	科目	口座番号
0141			
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
0141	お引出し	¥221,820	
お取扱枚数	*****		
	おつり	残高	

キャッシング	手数料	時刻	お取引できない場合
	¥324	10100076	

お振込先明細書
シス'オカ
ヤイツ'
普通 0376693
カ)アンビ'.ア 様
ナカサ'ワ ミチノリ 様
TEL054-352-5641

06.520.38 (裏面もご覧ください)

領収書No 66
駅-No 5201130 窓口-No 104
領 収 書

金額 ¥7,640円
「消費税等込み」

但し、乗車券類(クレジット扱い)として

様

お客様控

クレジットカードご利用票 / CREDIT CARD SALES SLIP

会社名・会員番号
取引内容:お買上

支払区分: 一括 MS

R151
有XX-XX
(JR東海)
¥7,640

商品名: (一括発券)乗車券類 4枚(冊)

8月 5日 清水山手線内 他
乗車変更や払戻しの取扱箇所、内容、方法等に制限があります。
払戻しの際は購入時のカードをお持ちください。

この控は大切に保存してください。
清水駅MR002発行

2019-7-31 10386-06

2019年 7月31日
東海旅客鉄道株式会社
印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

清水駅

現金出納社員

領 収 証

現・チ・ク・割引 No.5054
日付 2019年 08月 08日
車番 000140 0000
基本運賃 ¥860円

合計 ¥860円

上記の様に領収致しました

島崎タクシー(株)

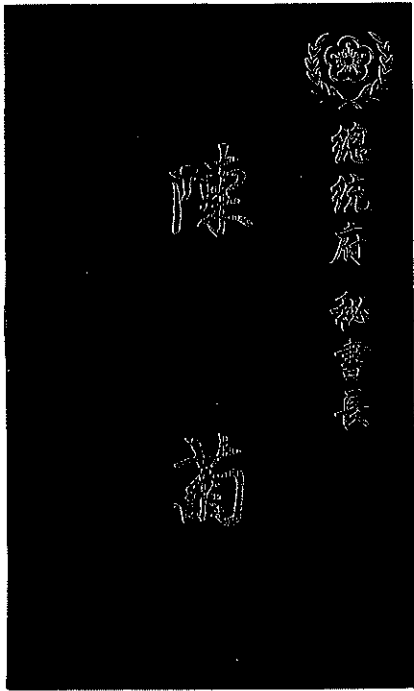
電話 054-353-2335
静岡市清水区港町1丁目2番20号
毎度ご乗車ありがとうございます

決 裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
<p>県外調査概要書</p> <p>令和元年8月9日</p> <p>会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤通訓</p>						
目 的	県議会日華友好議連台湾訪問視察調査					
年 月 日	令和元年8月5日～8月8日					
場 所	台湾 台北市・嘉義県					
内 容	<p>1 行程 別紙のとおり</p> <p>2 応対者 別紙(名刺貼付)</p> <p>3 聴取内容 別紙報告書参照</p> <p>4 県政への反映 別紙記載のとおり</p>					

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

静岡県議会日華友好議員連盟 訪台日程

日付		行程	備考
8/5 (月)	12:30 14:30 16:55	羽田空港集合、チェックイン 羽田空港発 (CI-221) 台北松山空港着 宿泊先へ	国賓大飯店 泊
8/6 (火)	9:21 10:48 15:30 17:32	高速鉄道にて嘉義県へ 嘉義駅着 故宮博物院南院視察 嘉義県庁訪問 高速鉄道にて台北へ	国賓大飯店 泊
8/7 (水)	14:30 16:30 18:00	台湾交通部観光局訪問 総統府陳秘書長表敬訪問 台湾日本関係協会との夕食会	国賓大飯店 泊
8/8 (木)	朝 09:00 13:10	台北松山空港へ 台北松山空港発 (CI-220) 羽田空港着	



總統府

秘書長

陳 菊

10048台北市中正區重慶南路一段122號
電話：(02)2320-6550 傳真：(02)2383-2941
E-mail: cchen@oop.gov.tw

Taiwan
THE HEART OF ASIA



交通部觀光局
Tourism Bureau, MOTC

林坤源
主任秘書

taiwan.net.tw
臺北市10694忠孝東路四段290號9樓
T +886-2-2349-1607
F +886-2-2778-3091
Email ec-lin@tbroc.gov.tw



外交部亞東太平洋司
臺灣日本關係協會 秘書長

郭 仲 熙

地址：台北市凱達格蘭大道二號
E-mail: jsguo@mofa.gov.tw

電話：(02)2348-2281
傳真：(02)2391-2293
統一編號：03718203



外交部亞東太平洋司
臺灣日本關係協會

副司長兼副秘書長

謝 柏 輝

地址：台北市凱達格蘭大道二號
E-mail: phsieh@mofa.gov.tw

電話：(02)2348-2134
傳真：(02)2331-3012
統一編號：03718203

令和元年度

静岡県議会

日華議員連盟

台湾訪問報告

県政への反映

外交的には疎外された台湾だが
善隣友好として日本、韓国とは永い友好が
あり、相互に必要としている。

行政の地域外交政策を補完し実が
あるが交流を深める必要性を感じた

県議会としては今日訪問した人数としては
過去最大組のツアーであった。

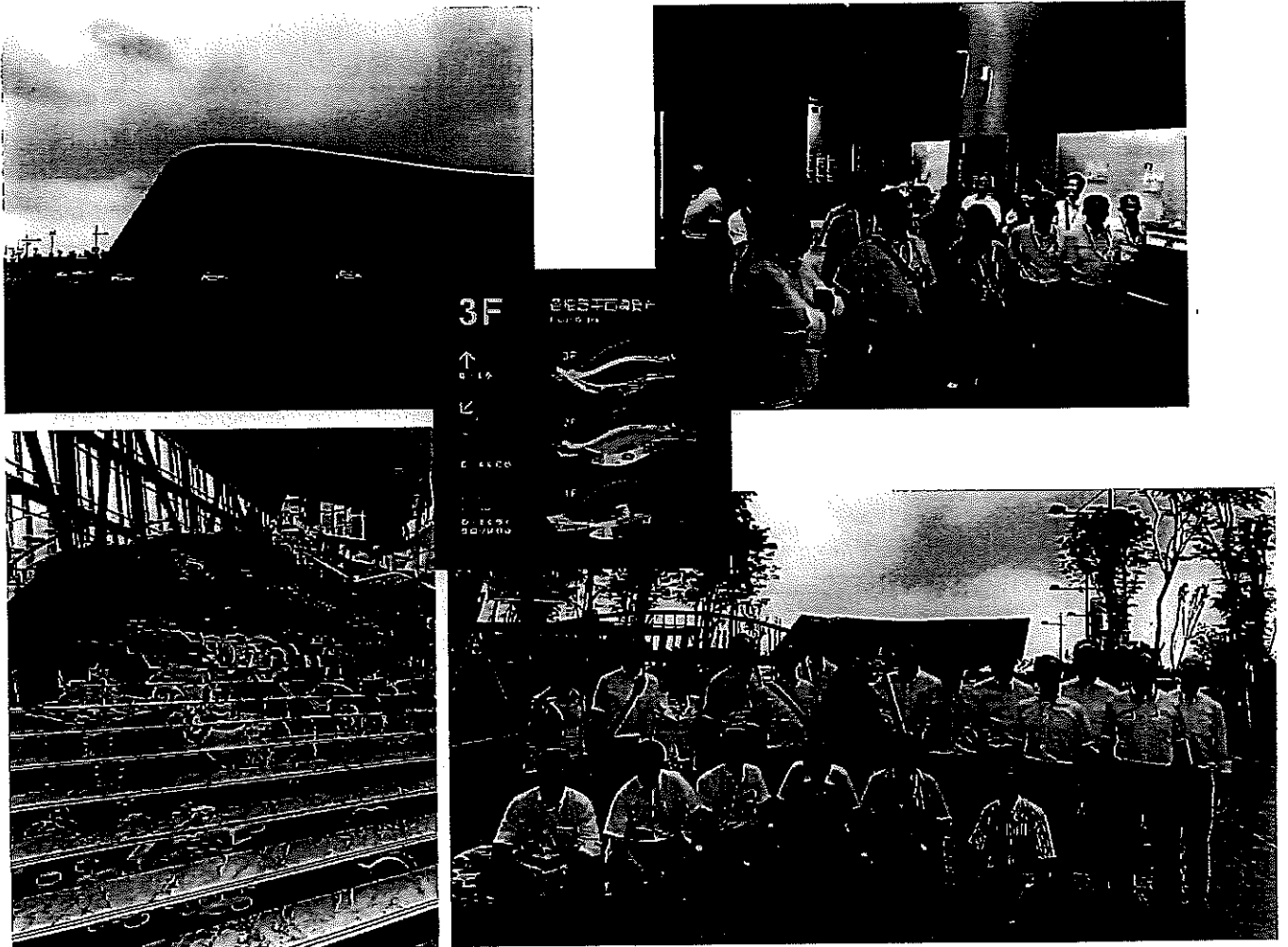
中澤通利

故宮博物院 南院

1、概要

- 日 時：8月6日（火）
- 所在地：嘉義県太保市故宮大道 888 号
- 目 的：静岡県とゆかりのある嘉義県にアジア文化をテーマとした国立故宮博物院南院が2015年12月オープン。有名な台北の国立故宮博物院（北院）の姉妹博物館であり嘉義県との相互交流を深めることのみならず、アジアで初めてアジア芸術文化をテーマとした地元文化と融合した大型国立博物館を視察することで、本県における芸術文化の振興に役立たせるため。
- 内 容：故宮博物院の機能の分散化という目的もあり、民間の企業によって、50年間のBOT方式で運営されている。南院は、多くの観光客で賑わう北院に比べ、ツアー観光客もなく、ゆっくりと鑑賞することができ、現代的な建物の中には、テーマごとに展示されており、見ごたえも有る。約70haの広大な敷地に、近代的な斬新な建築、庭園や池（人工湖）、子どもの遊具等が配置されており、調和がとれている。園内へのマイカー入りは禁止、園内は徒歩もしくは園内バスでの移動。

【参考写真】



静岡県議会日華友好議員連盟台湾訪問報告
嘉義県庁

1、概要

- 日時：8月6日（火）15時30分～16時30分
- 場所：嘉義県太保市祥和一路東段1号 嘉義県政府 401会議室
- 面談者：翁章梁氏（嘉義県知事）・許有仁氏（嘉義県文化観光局 局長）
- 目的：
本県と嘉義県とは、平成23年に当時の張花冠 嘉義県知事による川勝知事への表敬訪問をきっかけに相互訪問を重ねてきた。
今回の新知事への表敬訪問により、お茶の交流をはじめとした本県と嘉義県との関係をより一層強固なものとし、双方の更なる発展に向けた意見交換を行う。

2、意見交換内容

【翁 知事】

茶を通して嘉義県と静岡県の交流が盛んに行われてきている。2006年8月に浜松の中学校、2012年3月には東京食品フェスティバルで静岡県と交流。今後も文化と産業の交流を深めていきたい。

嘉義県と静岡県には共通点があり強い絆がある。茶：阿里山高山茶—静岡緑茶・山：阿里山—富士山・鉄道：阿里山登山鉄道—大井川鉄道・わさびの栽培環境：土中—水中

11月の「世界お茶まつり」にはチームを組んで参加したい。

【森 会長】

張前知事に引き続き翁知事にも静岡県と嘉義県の友好を深めてもらいたい。

静岡県の盛んな産業には農業・鉄道・観光があるが、同行している3名の静岡県議にそれぞれ紹介してもらおう。

【宮澤 県議（農業について）】

静岡県は茶の日本一の生産地であり、食の都でもある。

農業の課題として後継者不足がある。嘉義県の取り組みを伺いたい。

【野田 県議（観光について）】

静岡県の水わさび栽培が世界農業遺産に登録された。外国人観光客に食べてもらい、栽培現場を観光ルートにしていきたい。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは修善寺ペロドロームでトラック競技、御殿場・小山町でロードレースが行われる。オリンピックのレガシーとして伊豆半島をサイクリングのメッカとしたい。台湾の方ともサイクリングを通じて交流を深めていきたい。

【河原崎 事務局長（鉄道について）】

大井川鉄道は山間部を通過しており急激に沿線住民が減少している。そのため、観光客取り込みに力を入れている（機関車トーマス）。

【森 会長】

静岡県は茶の流通が低迷。価格も下がってきた。

嘉義県の茶に対する取り組み、茶農家の状況を伺いたい。

【翁 知事】

嘉義県も労働力が高齢化している。1965年から工業化し農業人口が工業人口に吸収されたが、直近8年間で徐々に若い農業人口が戻ってきている。問題は人口流出と少子化。現在の台湾の人口は2,300万人だが、2050年には2,000万人を割る予想。

嘉義の農家は小規模（1ha未満）であるため生産力が高められず低収入。補助金政策で小規模農家をサポート。農地の持ち主はほとんどが年配であり、土地を譲渡してもらう政策が必要。

政策で1ha未満から10haの耕作が可能になった。機械化も目指す。耕作面積を必要としない「グリーンハウス」を促進している（市場価値がある野菜・果物）。

茶は嘉義県にとって非常に付加価値のある作物であるが、茶からコーヒーの栽培に乗り換える農家が増えている。若者は茶（発酵茶）を好まず、茶をボトルで買う（ボトル茶の原料は輸入茶）。

労働力の高齢化も問題。台湾の労働者は外国人労働者の受け入れを望んでいるが、政府はリスクも考慮している。現在では特定作業（屠殺など）のみ受け入れている。機械化でいかに効率化し、潜在的な労働力を引き出していくか。

【森 会長】

今後も茶の販売促進やお茶まつり、わさびなど連携していきたい。

富士山観光について2名の静岡県議から話してもらう。

【伴 県議】

富士市には海から富士山頂上までのルートがある。頂上までには徒歩で2泊3日程度必要。外国人観光客が登山途中で地元住民から水や菓子などの提供を受けられる売り出しをしている。

【木内 県議】

富士宮市には浅間大社・白糸の滝といった世界文化遺産がある。富士山世界遺産センターもあり外国人観光客が増えているが、「富士山見物→センター→食事」というルートになってしまっているのが課題。長く滞在してもらい、お金を使ってもらう活動をしている。

【翁 知事】

日本人にとって富士山は大きなシンボルであり、台湾人も好んでいる。

【土屋 幹事長】

台湾は身近で安心。今後も嘉義県と交流が深められるように、観光・産業についても連携していきたい。

【許 局長】

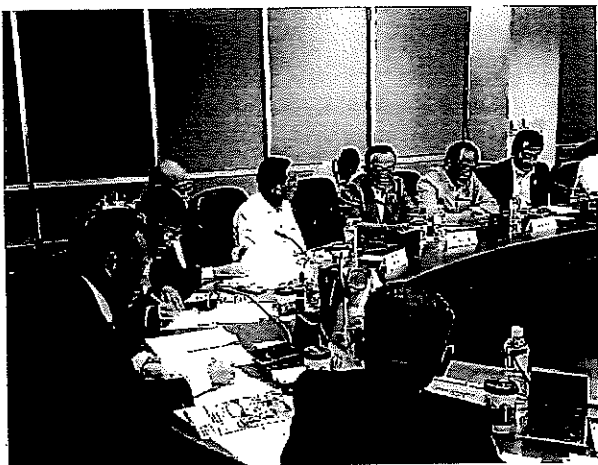
嘉義県主催で9/7~9/16に「世界のお茶の博覧会」があるので来てほしい。

阿里山も世界遺産登録に向けて取り組んでいる。

3、所見

- 静岡県と嘉義県とは共通点も多く、今後も観光面や農業などの産業面においても互いに連携し、相乗効果で両地域を盛り上げていくことが可能ではないだろうか。また共同で新しい文化を生み出していくのも面白い。
- 静岡県との共通点という視点でまだ友好関係のない地域とも交流していくことがこれからは必要ではないか。

【参考写真】



静岡県議会日華友好議員連盟台湾訪問報告
台湾交通部観光局

1、概要

- 日時：8月7日（水）14時～15時
- 面談者：台湾交通部観光局 林 主任秘書、鄭 副組長
- 目的：東京オリパラ自転車競技の本県開催に合わせ、サイクリングがレジャーとして浸透している台湾の動向を伺うとともに、日台観光交流促進に関する意見交換を行う。

2、意見交換内容（最初に林 主任秘書と意見交換、林氏退席後、鄭 副組長と意見交換）

1）林 主任秘書との意見交換

林 氏)

- ・両国の訪問者数は増加傾向にある中、川勝知事、皆様のご協力により日台間の修学旅行も盛んとなっていることに感謝。
- ・「台湾貢献賞」を設けているが、2013年に静岡県、2017年には川勝知事が個人として受賞するなど今後も静岡県との関係を大事にしていきたい。
- ・来年の東京オリパラは台湾などアジア諸国が注目、台湾への訪問客増を期待。
- ・静岡県はスポーツ観光にも尽力、今後コラボレーションを更に進めたい。

訪問団)

- ・森会長よりご挨拶の後、観光が盛んである伊豆、富士山、浜名湖の3地区について、それぞれ野田議員、鈴木議員、田内議員が東京オリパラ対応を含め、現状やポイントを紹介。

林 氏)

- ・観光について静岡県との交流が最も盛んであり観光地としての共通点多い。
- ・自転車観光について、台湾は4000kmの自転車専用ロードを整備しており、2021年を「自転車旅行年」として施策、PR展開を行うことに決定しているので、是非、共通点も多く、台湾人にとってなじみのある静岡県もこれに連携してやって頂きたい。

2）鄭 副組長との意見交換（訪問団から質問；→は鄭 副組長答弁）

田内副会長)

- ・観光交流促進に向け、台湾⇄静岡空港へのフライトを増やすことが大事であり尽力頂きたい。
→増便に向けてはお互いの需要（客）を増やすことが必要、関係部門には伝える。

土屋幹事長)

- ・静岡県への修学旅行交流をより活発にするためのアドバイスを頂きたい。
→学生にとっては異文化を学ぶことが大事、静岡独自の点をよりアピールして欲しい。

森会長)

- ・東京オリパラが近づく中、台湾の最新サイクリング事情を伺いたい。
→サイクリングはスポーツ観光として考えており、競技レベルから家族でも楽しめる台湾1周900km、KOM（ヒルクラム）、come bike day(ガンバって)の3種を展開、また新たにサイクリングフェス等3つを追加し、地方政府ごとのイベント展開を進めている。また、交通局の中に自転車ルート整備の専門部署を立ち上げ、より安全、快適な環境整備に取り組み中。

3、所見

- 東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、本県へのインバウンド需要が大きい台湾の観光当局要人と面談し、主にサイクリングを中心とした今後の施策展開など意見交換し、協力、連携しての施策推進していくことについて合意できたことは大きな成果と考える。
- 日華友好議員連盟としては、今後、更に両国の訪問客数を増やしていく様、サイクリングや修学旅行交流などを中心に静岡県当局とも連携して具体的な施策展開をバックアップしていく。

【参考写真】



静岡県議会日華友好議員連盟台湾訪問報告

台湾總統府

1、概要

- 日 時：8月7日（水）16時30分～17時
- 面談者：台湾總統府秘書長 陳菊秘書長、台湾日本関係協会 郭仲熙秘書長（同席）
- 目 的：台湾の蔡英文總統の側近中の側近であり、高雄市長時代（2006～2018）には、同市と本県との交流に多大なご尽力をいただいた陳秘書長を表敬訪問し、これからの本県と台湾とのさらなる親善関係と交流の促進を図る。

2、意見交換内容（陳秘書長から歓迎のお言葉をいただいた後、旧知の森会長が感謝のご挨拶）

1) 陳 氏

- ・みなさまを歓迎します。2012年には高雄市に来訪いただいた日華議員連盟の森会長とは古き良き友人である。東日本大震災の翌年だった当時は、日本同様に自然災害の多い台湾の首長として防災・減災について意見交換をさせていただきました。
- ・12年務めた高雄市長時代には、修学旅行等を通じた静岡県との青少年交流を活性化させた。高雄市民は静岡が大好きで、年多くの市民が静岡に訪れている。現市長は民進党籍ではないが、私との関係は良好で、静岡と高雄市の友好に変化はない。
- ・日本統治時代に建てられたこの總統府は、今年がちょうど竣工100周年。記念すべき年に、みなさんのご訪問を歓迎する。
- ・台湾は歴史的に日本と深いつながりがあり、ずっと有効な関係を保ってきた。両国は、自由と民主という普遍的な理念を共有している。
- ・台湾人が一番好きな国は日本。毎年400万人以上の国民が日本を訪れている。一方、日本からは160万人。みなさんのお力添えで、今後多くの静岡県民に訪れてほしい。相互訪問で理解が深まれば、両国の絆はより強固なものとなる。

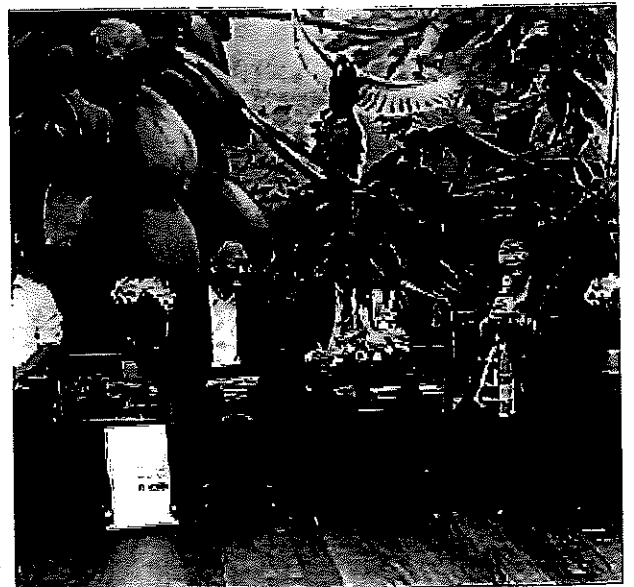
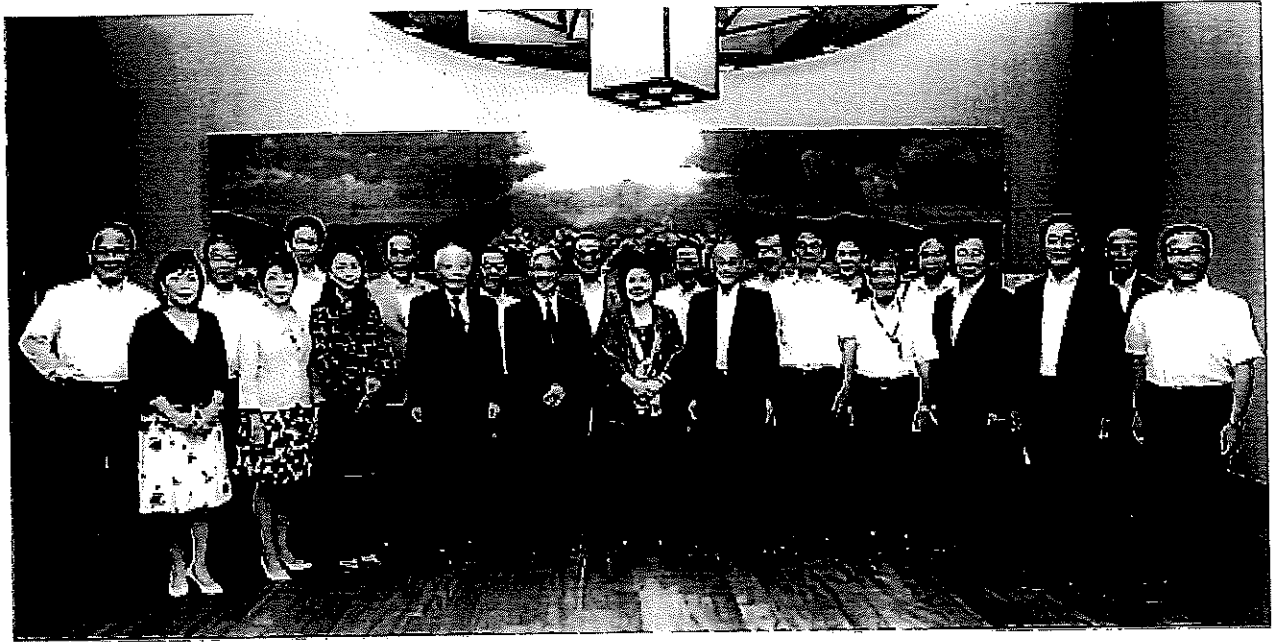
2) 森会長

- ・現在の台湾で一番ご多忙の陳秘書長にお時間を割いていただき感謝したい。高雄市長時代に、清水港に定期的にコンテナ船の航路を開設していただいた恩は忘れない。また、陳さんのお陰で、今では高雄のマグロ会社が毎年200億円も清水港に水揚げをしている。
- ・静岡県には、台湾から年間12～13万人の観光客が宿泊している。
- ・昨年、台湾から22校の高校が修学旅行に来てくださった。静岡県からは県立高校が35校、私立は5校が台湾に修学旅行に来ている。
- ・来年は東京五輪・パラリンピックの自転車競技が静岡県で開催される。五輪中も終わった後も台湾のみなさんが静岡に来ていただけるように準備を進めたい。台湾と静岡空港を結ぶ中華航空の定期便が、当初の週4便から2便に減ってしまった。早い時期に4便に戻り、将来はデイリーの運行となることを期待したい。
- ・我々は「法の支配」「基本的人権の尊重」「報道の自由」等、共通の価値を持っている。

3、所見

- 蔡總統の“懐刀”として、多忙を極めている陳秘書長だけに、他の表敬訪問とは違い、議員団との意見交換や質疑応答という形ではなかったが、過去の訪問を通じて同氏と絶大な信頼関係を築いてこられた議連の森会長や土屋幹事長との受け答えの中に、陳秘書長の誠実な人柄と、台湾と静岡県との輝かしい未来が見えるような素晴らしい訪問であった。
- 高雄市長時代に、静岡への修学旅行生や定期コンテナ船、マグロ船の水揚げなどの多大な実績を残した陳氏からの前向きな発言は、必ずや今後のさらなる台湾と静岡県の関係強化と交流促進に繋がることを確信した。

【参考写真】



台湾日本関係協会

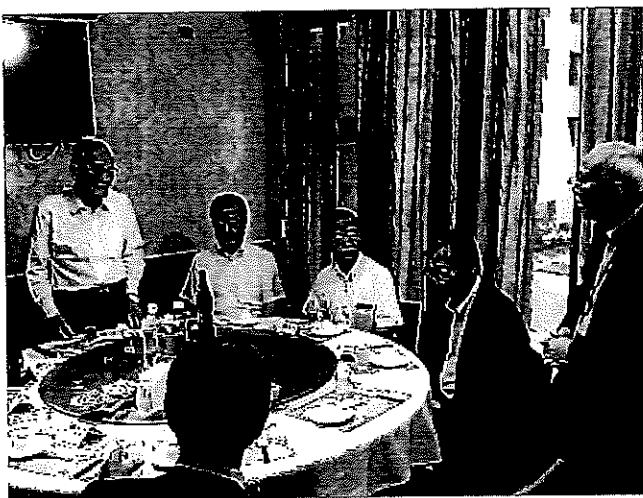
1、概要

- 日 時：8月7日（水）18時～20時
- 面談者：台湾日本関係協会 郭 秘書長、謝 副秘書長、廖 主任、邱 助手
- 目 的：日本との窓口機関であり、貿易、経済、技術、文化などの民間交流を所管している台湾日本関係協会の郭 秘書長 他の皆様と会食交流を行う。

2、実施内容

- 当方訪問団を3グループに分けて、それぞれ郭 秘書長、謝 副秘書長、廖 主任および邱 助手との意見交換を行い、相互理解を深めるとともに、静岡県と台湾における交流人口拡大について前向きな回答を得ることができた。

【参考写真】



整理番号 8-18

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	光熱水費 (電気代・水道代・)		
年 月 日	令和元年8月29日	~ 令和 年 月 日	金 額 12,098 円

目 的	政務活動事務所で使用する光熱水費
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

口座振替払済のお知らせ (電気料金等領収証)

令和 1年 8月30日発行

毎度お引立ていただきありがとうございます。
令和 1年 8月分 の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

振替内容

振替年月日	合計領収金額	消費税等相当額(再掲)
令和 1年 8月29日	24,196円	1,791円
ご指定口座	口座情報の表示を希望される場合は、担当窓口までご連絡ください。	

領収金額の内訳

お客さま番号	日 程	契 約 種 別		領 収 金 額 円	精 算 額 等 円 (金額再掲) 再エネ発電促進賦課金 円	初回引落割引額 円, 銭	記 事
		容量	ご使用量 kWh/m3				
おなまえ							
		従量電灯B		2,089		-540.0	
ナカザワジムシヨ キヨウ		30 A	62	154	182	-1630.6	
		従量電灯B		4,958		-540.0	
ナカザワ ミチノリ		30 A	185	367	545	-4865.5	
		低圧電力		17,149			
ナカザワ ミチノリ		10 kW	380	1,270	1,121	-999.40	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	24,196 円	1/2	12,098 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-19

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和元年8月1日	～令和元年8月26日	金額 3,000円

目的	県の施策、主要事業等の内容・進捗状況などの聴取及び関係書類の整理
使途	交通費(電車・バス代)
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、主要事業等の内容や進捗状況を確認し、議会質問や政策提言に活かす。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,000円	100%	3,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

別紙

No.	月 日	用 件	金額 (円)
1	8月1日	地方税滞納整理料債(212)	600
2	8月16日	資料収集・整理	600
3	8月20日	112P中央新幹線(212)	600
4	8月24日	212P県議会 傍聴	600
5	8月26日	議員総会	600
6	月 日		
7	月 日		
8	月 日		
9	月 日		
10	月 日		
11	月 日		
12	月 日		
13	月 日		
14	月 日		
15	月 日		
16	月 日		
17	月 日		
18	月 日		
19	月 日		
20	月 日		
合 計			3000

個別履歴照会

作成日時：2019年09月03日 11:10

刻印番号
媒体タイプ
発効日
有効期限
ネガ情報

LuLuCa(PASAR+POINT)
2014/3/3
(申請)

SF券種
SF属性
ポイント
(停止)

一般バス・鉄道共通
大人
¥500

氏名
郵便番号
住所

ナカザワ
中澤
〒424-0828
静岡県静岡市清水区千歳町
7-18

ミチノリ
通訓

性別 男性
生年月日 1944/9/23 年齢 74才
電話番号 (自宅) 054-352-3641
(携帯)

最終残高

74才

一件明細ID	処理日時	機器	処理	金額	残額	未了	支払方法	詳細	適用期間	停留所(発)	停留所(発)	理由	経路	割引	割引
2880	2019/09/01 16:03	券売機	チャージ	¥2,000											
2879	2019/08/26 17:16	自動改札機	SF利用	○ ¥300					入江岡 → 入江岡						
2878	2019/08/26 16:50	自動改札機	SF利用	○ ¥0					新静岡 →						
2877	2019/08/26 12:11	自動改札機	SF利用	○ ¥300					入江岡 → 新静岡						
2876	2019/08/26 11:47	自動改札機	SF利用	○ ¥0					入江岡 →						
2871	2019/08/21 16:58	自動改札機	SF利用	○ ¥300					新静岡 → 入江岡						
2870	2019/08/21 16:33	自動改札機	SF利用	○ ¥0					新静岡 →						
2869	2019/08/21 1:23	自動改札機	SF利用	○ ¥300					入江岡 → 新静岡						
2868	2019/08/21 1:00	自動改札機	SF利用	○ ¥0					入江岡 →						
2867	2019/08/20 13:16	自動改札機	SF利用	○ ¥300					新静岡 → 入江岡						
2866	2019/08/20 12:49	自動改札機	SF利用	○ ¥0					新静岡 →						
2865	2019/08/20 12:48	券売機	チャージ	¥2,000					新静岡 →						
2864	2019/08/20 08:42	自動改札機	SF利用	○ ¥300					入江岡 → 新静岡						
2863	2019/08/20 08:09	自動改札機	SF利用	○ ¥0					入江岡 →						
2862	2019/08/16 15:55	自動改札機	SF利用	○ ¥300					新静岡 → 入江岡						
2861	2019/08/16 15:33	自動改札機	SF利用	○ ¥0					新静岡 →						
2860	2019/08/16 11:10	自動改札機	SF利用	○ ¥300					入江岡 → 新静岡						
2859	2019/08/16 10:48	自動改札機	SF利用	○ ¥0					入江岡 →						
2854	2019/08/01 17:21	自動改札機	SF利用	○ ¥300					新静岡 → 入江岡						
2853	2019/08/01 16:53	自動改札機	SF利用	○ ¥0					新静岡 →						
2852	2019/08/01 13:17	自動改札機	SF利用	○ ¥300					入江岡 → 新静岡						
2851	2019/08/01 12:54	自動改札機	SF利用	○ ¥0					入江岡 →						
2850	2019/08/01 12:53	券売機	チャージ	¥2,000					入江岡 →						

整理番号 8-20

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチャキー

支出証拠書 (自動車燃料代)

780 - 004

【 8 月分】 8/31 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費	901	18 円 × 901 km / km	16218

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 中澤通訓

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	16,218 円	100 %	16,218 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月日	内 容	行 程	走行距離(km)
8月10	清水 — 鹿原 — 延 三港 伝統 地		13
2	辻 まじり		7
4	飯田 — 栗原 — 清水 まじり 文化 港		26
9	静岡牧野 — 倉田 まじり 河川		39
10	駒越 — 有度 — 西河内 — 柳井 — 船越 — 下田 道場 まじり 河川		78
11	静岡 — 有度 — 由良 まじり		44
13	静岡 — 下田 — 高部 — 由良 — 蒲原 高部 河川 地 文化		82
14	津島 — 船越 — 蒲原 河川 まじり		61
15	有度 — 下田 文化		26
16	蒲原 文化		23
17	蒲原 — 船越 — 高部 まじり		69
18	由良 — 高部 — 蒲原 — 柳井 高部 文化		74
19	静岡 高部		25
23	由良 — 清水 高部		10
24	鹿原 — 静岡 — 日本平 — 高部 まじり 文化 まじり		46
25	鹿原 — 蒲原 — 静岡 伝道 伝統		58
27	由良 高部		24
28	柳井 文化 河川		148
31	高部 — 有度 — 鹿原 河川 文化		45
合 計			901

整理番号 8-21

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

782 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請接待活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	職員給与 (8月分)		
年月日	令和2年 8月 1日	~ 令和 年 月 日	金額 42,900円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
《領収書貼付枠》	

給料支払明細書

(20年8月分)

労働日数	8	日	17	分
労働時間	100	時	00	分
所定時間外労働	20	時	50	分
基本給				
所定時間外賃金				
家族手当				
交通費				
合計	85,800			
健康保険料				
介護保険料				
厚生年金				
雇用保険料				
所得税				
住民税				
前払金				
合計	85,800			
差引支給額	85,800			

印
コクヨ シン-113N

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	85,800 円	1 / 2 %	42,900 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

政務活動事務雇用者出勤簿

8月分	氏名	[Redacted]
-----	----	------------

政務活動業務内容	政務活動関係書類作成 政務活動事務処理・事務連絡・来客応対
----------	-------------------------------

日	曜日	日付区分 (○等で表示)	勤務時間数
1	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
2	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
3	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
4	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
5	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
6	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	5
7	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
8	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	5
9	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
10	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
11	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
12	月	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
13	火	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
14	水	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
15	木	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
16	金	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
17	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
18	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
19	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
20	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
21	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
22	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
23	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
24	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
25	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
26	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
27	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
28	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
29	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
30	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
31	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
計			100

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和元年8月7日

ふじのくに県民クラブ 澤野 昭 印

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 8-22

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要諫情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 (静岡新聞)		
年月日	令和 元年 8 月 28 日 ~ 令和 年 月 日	金額	2,980 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	元年 8 月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、議会質問や政策の参考にする。

《領収書貼付枠》

6-F02 0202	2019 年 8 月分	領収証								
読者No. []	中澤 通訓 様									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘柄</th> <th>部数</th> <th>金額</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡新聞</td> <td>1</td> <td>2980</td> <td>2,980 円</td> </tr> </tbody> </table>	銘柄	部数	金額	合計	静岡新聞	1	2980	2,980 円	(消費税込)	
銘柄	部数	金額	合計							
静岡新聞	1	2980	2,980 円							
株式会社 ニッポン新聞社 本店 静岡市清水区大手一丁目 (TEL) 366-1577 (FAX) 367-9289 (フリーダイヤル) 0120-1577-01										
厳しい暑さが続きますが、 夏バテ、熱中症などには 十分お気を付け下さい(〇〇)										
担当者: []										

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,980 円	100 %	2,980 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。